

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会ふれあい型配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、共同募金配分金事業として、東員町内に在住する在宅の一人暮らし高齢者等に対し、健康で自立した生活を送ることができるよう食事を通したふれあい交流を行ひ、もって地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、東員町民生委員児童委員協議会、わくわくボランティア、就労継続支援A型ピュア、まんまやひなたとの協働により社会福祉法人東員町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する。

(対象資格及び実施方法)

第3条 この事業の対象者は、東員町に住所を有する者で、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 75歳以上の一人暮らし高齢者で、食事を通したふれあいをのぞまれ、加齢による運動機能の低下、傷病等の理由により調理が困難である者
 - (2) その他、個別事情によりふれあい型配食サービス(以下「サービス」という。)が必要であると本会会長(以下「会長」という。)が認めた者
- 2 前項の規定に関わらず、生活支援型配食サービスを利用している者については、サービスの対象外とする。

(実施日)

第4条 このサービスは原則として次の各号に定める日とし、昼食とする。

- (1) 毎週火曜日
 - (2) 毎週金曜日
 - (3) その他、会長が別に定める日
- 2 前項の規定に関わらず、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は実施しないものとする。

(申込手続)

第5条 このサービスの利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、ふれあい型配食サービス利用申請書(第1号様式)を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、サービスの利用を決定したときは、利用決定通知書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 会長は、サービスの提供を行わないことを決定したときは、申請者に対し、却下決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(利用者負担)

第6条 前条第2項によりサービスの利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、サービスの利用に係る原材料費等の実費として、1食につき400円の利用料を本会に支払うものとする。

- 2 利用者は、自己の都合によりサービスの当該利曜日前営業日9時までに中止の申し出を怠った場合、前項に掲げる利用料を納付しなければならない。

(利用料の減額)

第7条 会長は、前条の規定にかかわらず、利用者が生活保護受給世帯に属し、利用料の減額を希望するときは、利用料を2分の1に減額することができる。

- 2 前項の規定により、利用料の減額を希望する者は、ふれあい型配食サービス利用料減額申請書（第4号様式）を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、利用料の減額を決定したときは、ふれあい型配食サービス減額結果通知書（第5号様式）を利用料の減額を希望する者に交付するものとする。

(納付期限)

第8条 利用者は、会長が指定する納付期限までに利用料を納付しなければならない。

(利用の休止及び辞退の申出)

第9条 利用者は、自己の都合により次の各号に掲げる事情が生じた場合は、ふれあい型配食サービス利用変更届（第6号様式）により会長に届け出なければならない。

- (1) 利用曜日又は緊急連絡先の変更
- (2) サービスの休止又は再開（一定期間のサービス停止後に改めて再開する場合）
- (3) サービスの辞退（以後半永久的にサービスを停止する場合）

(利用の再開)

第10条 サービスを一旦休止もしくは辞退した者が、再度サービスの利用を希望する場合は、原則として再度の申請手続きを必要とする。ただし、休止期間が6ヶ月、辞退期間が1年を超えない者の再申請手続については、別途その時点で判断のうえ決定するものとする。

(利用の取消)

第11条 会長は、利用者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) この実施要綱に定めた事項又は目的に違反したとき
- (2) 申請の虚偽等不正な行為により利用の決定を受けたとき
- (3) その他、会長が必要と認めたとき

- 2 会長は、前項の規定により利用を取り消すことを決定したときは、利用取消通知書（第4号様式）により、利用者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（配食サービス実施要綱の廃止）

- 2 配食サービス実施要綱（平成10年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

要綱施行日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。ただし、現在の利用者において、対象資格が該当しない者については、令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

要綱施行日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。ただし、現在の利用者において、対象資格が該当しない者については、当分の間とする。